情報システム開発演習

作品制作と著作権・商標権

著作権情報センター発行 「はじめての著作権講座 著作権って何?」より

このスライドの流れ

- そもそも著作権とは?
 - •基本事項,対象となるモノ
- 著作権に関する具体例
 - ・状況ごとの例,権利の種類
 - 私的使用,教育目的の使用,引用,使用方法
- 商標権や肖像権
- •自分の作品に対する著作権

はじめに

- •作品制作における著作物の使用
 - ▷個人的な趣味や練習:私的使用の範囲内
 - ▶授業の課題:教育機関における使用の範囲内
 - ▷作品の**一般公開:申請・許可**が必要
- 「一般公開」とは?
 - ▷コンペへの応募
 - ▶展示, 上映, 上演, 放送など
 - ▷雑誌, **ウェブページ**などへの掲載

著作権とは

- 文化的な**創作物**が保護対象
 - ▷ジャンル:文芸,学術,美術,音楽
 - ▷人間の思想, 感情を**創作的に表現**したもの
- 創作した時点で自動的に権利が発生
 著作者の死後70年まで保護
 事請不要
 著作権
 知的所有権 (知的財産権)
 工業所有権 (知的財産権)
 その他
 商標権

著作物の一例

- •書籍の文章や講演などの言語の著作物
- •曲,歌詞などの音楽に関する著作物
- •バレエ,ダンス,パントマイムなどの振付
- 絵画,彫刻,漫画,舞台などの美術
- •芸術的な建造物,設計図,地図,模型など
- •映画,**テレビ**番組,ビデオ,**写真**,グラビア
- •プログラム, データベース

その他の著作物

- •二次的著作物
 - ▷著作物を翻訳,編曲,変形,翻案したもの
- •編集著作物
 - ▷百科事典,辞書,新聞,雑誌などの編集物

アイディア

外部に表現されたものではないので著作物ではない



ものすごくざっくりと.....

• ダメな例

- ▷ Google検索で見つけた写真を勝手に作品に使った → NG
- ▷とりあえずメールだけは送って使った →返事を待ちましょう
- ▷名前を消して使った →消していいと言われてない限りNG
- ▷名前を入れてあげた →表示にも著作権者の許可が必要
- ▷色味を調整して使った →勝手に変えるのはNG
- ▷一部だけ切り取って使った→勝手に変えるのはNG
- ▶自分のブログに写真と名前だけ載せた →NG

著作者の権利~著作人格権

- 著作人格権
 - ▷氏名表示権:著作者名の表示/非表示の決定
 - ▷同一性保持権:勝手に改変されない権利
 - 名前を消して使った
 - 名前を入れてあげた
 - 色味を調整して使った
 - 一部だけ切り取って使った

著作者の権利~著作権

- 著作権(財産権)
 - ▷複製権 印刷, 複写, 録音などの有形的再製
 - ▷上映権・演奏権 公に上映,演奏する権利
 - □二次的著作物の利用権 自分の著作物を原作とする著作物について 著作権者が持つものと同じ権利

著作者の権利~公衆送信権

- 著作権の一部
- •テレビ・ラジオ放送,自動公衆送信など
- •自動公衆送信権
 - ▶自動的に公衆に送信する権利
 - ▷ネット上のサーバに蓄積し, アクセスに応じて自動的に 送信すること
 - ▷ 実際の**送信の有無**は関係なし
 - ▷ **送信可能になった時点**で権利が発生

著作物が自由に使える場合

- •私的使用のための複製
- •教育目的での使用
- •正当な範囲内での引用
- •建築物や公共の場にある像の撮影
- •展覧会開催者による解説・紹介用の冊子
- ・ 点字による複製

私的使用とは?

私的使用と考えうる範囲

- •使用者本人やその家族,特定少数の友人が使用
- 商用・営利目的でない
- •制作の練習としての使用
- •習作としての模倣
- •一般公開を伴わない

教育目的での使用とは?

教育目的で許される範囲

- •少人数の受講者にコピーして配布
- •録画映像や市販DVDの授業内での上映
- •試験問題に使用
- •制作系授業のサンプル・コンテンツとして使用 ▷作品制作・プログラミング
- ・対面授業(学生あり)の遠隔地へのリアルタイム配信⇒学生が目の前に1人もいない場合やオンデマンド型はダメ

引用とは?

正当な引用の範囲

- •紹介,参照などの目的で行われるもの
- 引用する側とされる側が明確に区別できるもの
 - ▶自論が主体で、引用部分が従になっていること
- •引用を行う**必然性**があること
- •引用元の明示が必要



オマージュ?パロディ?

- 過去に作られた作品の影響を受けたもの
 - ▶作品や作家への尊敬の念をこめたもの
 - ▷わざと模倣してもとの作品とは別のメッセージを 込めたもの
- •創作物としての**創造性が欠如**していることも

演習ではオリジナル作品のみ作成可

いろいろと……

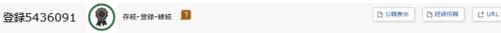


商標権

- •登録した商標を独占的に使用できる権利
- 似たような商標を排除できる権利
- ・文字, 図形, 記号, 音, 動き, 立体的なものもOK
 - **▷ DISNEY**
 - ▷カーネルサンダース人形
 - ▶正露丸のCMのBGM
 - ▷セブンイレブンの看板の色の組み合わせ
- •10年で満了するが, 更新も可能

登録商標の検索

- •J-PlatPat(特許情報プラット フォーム)で検索可能
- 「ワダニャン」 で称呼検索



検索キーワードのハイライトされている文字列:

ワダニャン



興行の企画・運営又は開催(映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及び スポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除 く。) , 映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供 41A01 41A03 41C02 41D01 41E05 41F06 41K02



商標(検索用) : わだにゃん (561)称呼(参考情報) : ワダニャン

(531)図形等分類

3.1.6.01 猫、山猫

: 3.1.6.1; 3.1.19; 3.1.25.1; 4.5.5;

4.5.15; 5.3.11; 5.3.14; 9.7.1;

9.7.25; 20.7.1; 20.7.2.1; 26.1.2;

26.1.3; 26.1.15; 29.1.1.4;

29.1.1.6; 29.1.3.2; 29.1.4.2;

29.1.7.2; 29.1.8.1; 29.1.12;

29.1.15

(732)権利者

氏名又は名称 : 国立大学法人 和歌山大学

住所又は居所 : 和歌山県和歌山市

付加情報 : (591)色彩有り

法区分 : 平成18年法

国際分類版表示 : 第 9 版 (500)区分数 : 2

(511)(512) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】 【類似群 コード】

16 事務用又は家庭用ののり及び接着剤,紙製包装用容器,衛生手ふき,紙 製タオル,紙製テーブルナプキン,紙製手ふき,紙製ハンカチ,紙類, 文房具類,印刷物,写真,写真立て

01A02 18C04 19B38 25A01 25B01 26A01 26D01

41 技芸・スポーツ又は知識の教授、セミナーの企画・運営又は開催、電子 出版物の提供、図書及び記録の供覧、書籍の制作、教育・文化・娯楽・ スポーツ用ビデオの制作(映画・放送番組・広告用のものを除く。)、

3.1.19 座っているシリーズ I の動物

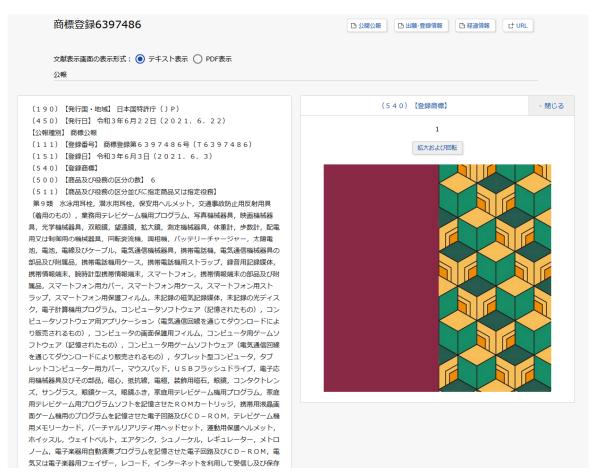
4.5.5 その他の確認できないものの擬人化、その他人間の姿をした空想上のもの



わだにゃん

最近話題になった商標登録

- ・他の類似物と**識別可能**な 柄のみが登録
 - ・市松模様や麻の葉模様は「一般的な地模様」
 - ・類似柄と識別できないので 登録拒絶



商標権の類似性の判断

- •類似するかどうかの判断
 - ▷外観・称呼・観念により総合的に判断
 - ⊳多くの場合, 称呼(読み方)が最も重要
- 商標と商品はセット
 - ▷ その商標は、どんな商品につけられたものか
 - ▷わだにゃんの場合:文房具類,書籍,ビデオ制作

こんな場合は?

- 著作物の修正
 - ▷同一性保持権により、同意なしの修正は×
- •自分のホームページに画家の絵を掲載
 - ▶事前に著作権者の許諾が必要
- •歴史上の人物の肖像写真の使用
 - ⊳写真の著作権は死後70年
 - ▷肖像権も保護期間なし







肖像権

- ・肖像権の侵害とは?
 - ⊳断わりのない写真撮影
 - ⊳断りのない写真公表,利用
- •「人格権」と「財産権(パブリシティ権)」
 - ▷プライバシーの保護,経済的価値
- •個人を特定できる写真は極力公開しない

著作物を使うには

- •原則的に著作権者の許諾が必要
 - ▷複製権
 - ▷上演,演奏,上映権
 - ▷公衆送信権
 - ▷翻訳権
- •ネット上に公開されている写真・画像・音も同様
 - ▶著作権を放棄していない場合が多い

自分の作品に対する著作権

- 創作した時点で権利が発生
- •グループ作品ではメンバー全員が持つ(共同著作物)
- 著作権の放棄・譲渡の可能性
 - ▷コンペなどへの応募時
 - ▷学会への論文投稿
 - ▶事務局へ譲渡する場合があるので確認を